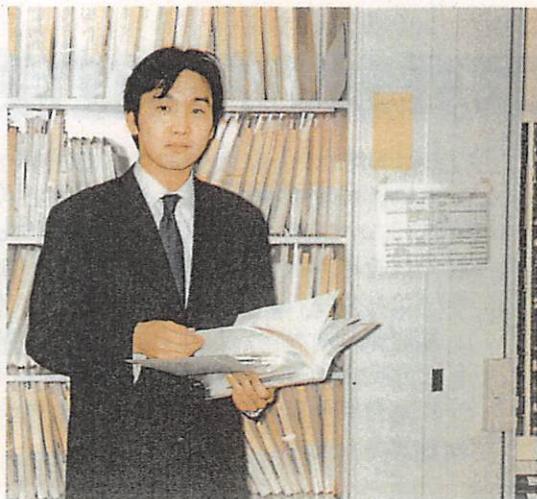


コートマネージャーとして

福島地方裁判所いわき支部
裁判所書記官 佐藤 勝
(平成10年採用)

民事立会係の裁判所書記官は、法廷に立ち会って調書を作成し、訴訟手続の経過や当事者の主張などを正確に記録する公証官としての役割のほか、「コートマネージャー」という重要な役割も担っています。

事件の内容、訴訟の進行状況を的確に把握して、争点の整理や事案の解明に参画し、裁判官とともに、訴訟の円滑な運営進行に当たることがコートマネージャーの役割です。この役割を果たすためには、法律的知識はもちろんですが、柔軟な思考も必要となります。



裁判所が当事者双方の言い分を聴取し、整理することで、紛争を円満に解決できることもあります。紛争が円満に解決した当事者から「ありがとう。」の一言をもらえたときには、本当にうれしいものです。

難しい仕事だと実感していますが、向上心をもって、どこまでも面白さを追求していく仕事だと思います。

Q&A オフタイムは何をしていますか？

暖かい季節は、裁判所に入ってから始めたゴルフの練習や、同僚とのテニス、バスケットボールで、寒くなるとスキーやスノーボードで身体を動かしています。

毎日が新しい出会い

東京地方裁判所 松井 美由樹
裁判所書記官 (平成7年採用)

刑事裁判は何のためにあるのか。

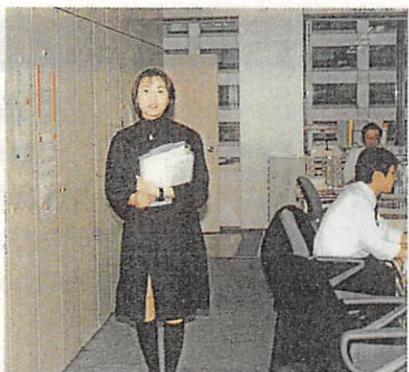
被告人の権利を守るため、更生のきっかけを作るため、被害者のため、社会正義を実現するため、まだまだ他にもあるかもしれません。刑事案件を担当するようになって、これらすべてが欠かすことのできないものだということを改めて感じています。

刑事裁判に関係する人は、検察官、弁護人、被告人とその家族、被害者とその



Q&A 後輩に期待することは何ですか？

常に、将来を考えて自分自身の栄養を蓄え、充実した時間を使うことのできる社会人であってほしいと思います。



家族、証人、傍聴人、マスコミ関係者など様々です。裁判所書記官は、こういった人々の多様なニーズを調整して裁判を円滑に進める潤滑油のような役割を担っています。事件ごとにそのニーズも様々ですから、それらをどのようにバランスよく調整するかは、とても難しい仕事だと言えるかもしれません。

するために、常に複数の視点を持ち、相手の立場を忘れないことを第一に考えながら、自分が裁判所の唯一の窓口であるという気持ちを持つよう心掛けています。丁寧、迅速、公平な対応をモットーに、そして、責任感とやりがいを励みにして日々奮闘しています。

先輩からのメッセージ③

家庭裁判所調査官

家庭裁判所には、家事部と少年部があります。どちらも法律的な解決をはかるだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所に配置されており、家事部において離婚、財産分与、遺産分割等の家事事件に関する各種調査を行ったり、少年部において少年の非行事件を取り扱い、少年が非行に至った動機、原因、成育歴、性格、生活環境等を調査します。調査結果は裁判官に報告され、裁判官が紛争解決の方針や少年の処遇を考えるうえで、重要な資料になります。

家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用後、家庭裁判所調査官研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。

家庭裁判所調査官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額(俸給月額の約12%)が加算されます。

人ととの間で

松江家庭裁判所
家庭裁判所調査官
鍵本 薫
(平成9年採用)



私は、家事係に所属し、離婚問題や遺産分割、成年後見など、家庭の問題に関する事件を担当しています。面接調査などを行って事情の把握に努めたり、調停に立ち会って紛争解決の手助けをしたりします。問題解決にあたっては、人間関係諸科学の知識が欠かせないので、絶えず自分で研さんを積んでいく姿勢が重要です。毎日、多くの当事者の人たちと接する中で解決困難と思われる問題に遭遇し、頭を抱えることが多いですが、当事者の人たちが悩みながらも問題解決に向けて一步踏み出す決意をしたとき、その瞬間を共有できる充実感は、何にも替えがたいものがあります。仕事をすればするほど、「人間」への興味が湧いてくる仕事です。

鍵本調査官の一日ドキュメント



9:00 面接

当事者に面接して、事実関係や紛争の背景を調査したり、心理的調整を行ったりします。



10:00 心理テスト

当事者の性格や心理を把握するため、心理テストを実施します。



11:00 調停立会

裁判官、書記官と一緒に調停に立ち会い、当事者の心情を支えたり、調停進行についての意見を述べたりします。



12:00 昼食

今日は、同僚たちと一緒に弁当を食べました。



13:00 出張

これから当事者の家を訪問し、生活状況を調査します。



15:30 報告書作成

面接や調停立会の結果を報告書にまとめて、裁判官に提出します。

勤務終了



真剣勝負の連続

神戸家庭裁判所姫路支部
家庭裁判所調査官

新久 綾
(平成7年採用)

家庭裁判所調査官は、非行を犯した少年やその保護者などと面接して話を聞いたり、ときには心理テストを用いたりして非行原因を見極め、少年の更生に必要と思われる働きかけを行いながら、処遇についての意見を裁判官に提出します。同じ罪名の非行であってもその背景は様々です。短い期間の中にも何かしら変化を見せる少年もいます。それだけに、面接は毎回が真剣勝負で、少年の微妙な変化を見逃さないように細心の注意を払います。

見逃さないように細心の注意を払います。処遇に決まった答えがあるわけではなく、この少年に本当に必要なことは何だろうかと悩むのも毎度のことです。

責任の重さを辛く感じるときもありますが、その分手応えや喜びが大きく、やりがいのある仕事です。自分の力が及ばず、落ち込むこともありますが、少年たちが自ら立ち直ろうとする姿を見て、励されます。

また、職場の方々の温かい心遣いにも助けられています。休日には山登りや船釣りと一緒に楽しむこともあります、公私ともに充実した毎日です。



Q&A 忘れられない言葉は何ですか？

調査官に必要なのは「ホットな心とクールな頭」と教わったことがあります。いつどこで誰に教わったか覚えていないのですが、その言葉が忘れられません。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があり、一定の試験を受け合格すれば、裁判制度などの研究のために海外に派遣されることがあります。

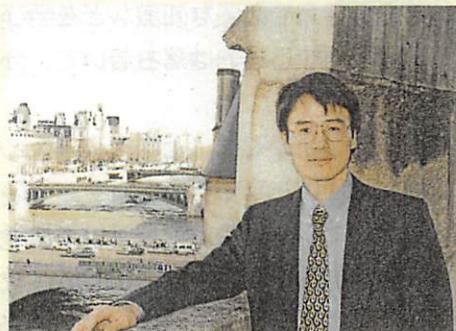
在外研究を経験して

広島地方裁判所 **牧野 宏**
裁判所書記官 (平成4年採用)



私は、フランスの国立書記官学校に外国人研修生として、約10か月間在籍しました。この間、同校でフランス語の講義を通じてフランスの裁判制度を学ぶとともに、実務修習中にはフランスの各種裁判所で実務に触れるという、かけがえのない体験をさせていただきました。陪審制を採用する重罪院、労働事件のみを取り扱う労働審判所、中世以来の商人自治の伝統を持つ商事裁判所など、フランス独特の裁判制度を学び、かつ、その実務に触ることは、興味の尽きないものでした。研修期間中に得たフランス人の皆さんとの交流も大切な財産です。

在外研究の最大のメリットは、単なる知識レベルを超えたところで外国の物事を理解できる点にあると思います。それらに実際に触れることで得られる感動は、書物を通じて得られる性質のものではありません。また、外国の文化や制度を深く理解することで、逆に日本の文化や制度の特色が照らし出されるようにも思います。

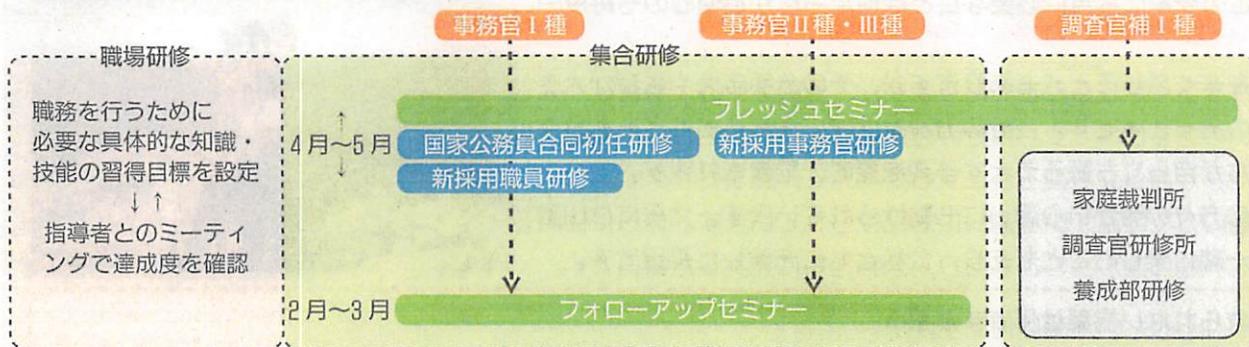


未来の裁判所を支えるために ～裁判所職員の研修制度～

裁判所が適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人一人が持てる力を十分に發揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要な基本的知識やマナー、担当職務を行うための基礎能力の習得等を目的として、職場研修(OJT)と集合研修(OFFJT)を相互に関連させた効果的な研修制度を用意しています。

また、最高裁判所には研修機関として裁判所書記官研修所、家庭裁判所調査官研修所が設けられています。各研修所では、スペシャリストを育てるための綿密なカリキュラムが組まれており、専門教官による高度な教育が行われています。

新採用職員の1年間



● 職場研修 (OJT)

配属された職場において、日常の職務を通じて上司から計画的な指導を受けます。



研修施設
(福岡)

● 集合研修 (OFFJT)

- フレッシュセミナー（すべての新採用職員を対象）
裁判所職員として当面必要な知識を習得します。
- 新採用職員研修（事務官を対象）
裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。
- フォローアップセミナー（事務官を対象）
採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

● 2年目以降もそれぞれの段階に応じた研修を用意しています。

積極的な取り組み

高知簡易裁判所 小黒 麻起子
裁判所事務官 (平成12年採用)



採用後すぐに参加したフレッシュセミナーと新採用事務官研修では、職員としての心構えや必要な知識などを学びます。これらの研修を通じて、電話や窓口で応対するときは落ち着いて、分かりやすく話すよう心掛けるようになりました。

また、職場研修では、上司とミーティングを行い、自分の仕事についてどれだけ習得できたかを上司と確認しながら、新たな目標を立てていきます。そのときの上司からのアドバイスで、常に問題意識を持って仕事に取り組むようになりましたし、今自分がしている仕事の流れが分かり、様々なところに目が行き届くようになりました。

このように採用1年目の研修では、多くのことを学び、それが日々の仕事に生かされているのを実感します。研修で学んだことを吸収し、仕事に反映させるために、積極的に取り組んでいく姿勢を持つことが大切だと思います。

スペシャリストを養成する研修機関

裁判所書記官研修所

1 養成部

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1年～2年間にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官の資格が与えられます。



養成部のカリキュラム

憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、民事執行法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法、一般教養、実務修習、実務演習（調書事務、検証、令状事務等）



カリキュラム例

	I限	II限	III限	IV限
月	刑事公判準備	刑事実務 (令状)	民事実務 (登記訴訟)	民事実務 (倒産)
火	親族相続法	民事実務 (少額訴訟)	民事実務 (特殊和解等)	民事執行実務
水	証拠法 (理論)	刑事実務 (調書)	民事演習	知的財産権事件
木	民訴手続進行	民事実務 (進行調書)	刑事公判 (実務)	紛争類型別研究
金	民事実務 (執行文)	少年法 (実務)	民事実務 (検証)	刑事演習

2 研修部

裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所速記官等の実務能力の向上等を目的とした研究及び研修を行います。

研修部における主な研修

- ・事務官法律研修—大学法学部卒業者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。
- ・中堅事務官研修—多様な講義・共同研究等を通じて、仕事を改善する能力をかん養します。
- ・書記官総合研修—書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与します。
- ・書記官実務研究会—事務処理上の諸問題についての研究・討議を通じて職務遂行能力の向上を図ります。

変革の時代に飛躍するチャンス

裁判所書記官研修所養成部 齋藤 真由子
札幌地方裁判所 裁判所事務官 (平成12年採用)

裁判所書記官研修所では、教官による実体法、手続法等の法律科目と進行管理や調書作成等の実務科目の講義を中心に、調書作成演習、外部講師による関連分野の講義なども行われます。また、カリキュラムの中には、裁判所書記官としての視野を広げるために、研修生が小グループに分かれて民間企業を体験学習したり、共同討議や共同研究を行ったりするグループ別総合演習、刑務所等の施設見学もあり、充実した内容となっています。

全国各地から集まった研修生たちは、多くが研修所構内の寮で共同生活を送っており、文化祭、体育祭等の各種行事、茶道等の課外授業、テニス等のサークル活動への参加を通じてチームワークの大切さを学び、人間としても大きく成長する機会が与えられています。

21世紀になり司法が大きな変革の時を迎えており、裁判所書記官に求められているものが何なのかを考え、柔軟な対応ができるスペシャリストとしての能力をこの充実した研修生活で身に付けられるように頑張っています。



家庭裁判所調査官研修所

1 養成部

家庭裁判所調査官補I種試験に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

養成部のカリキュラム

憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法、

社会福祉関係法規、矯正保護関係法規、刑事政策、心理学、教育学、社会学、精神医学、経済学、家事事件調査、少年事件調査、家事実務演習、少年実務演習、関係機関見学、教養



演習風景

カリキュラム例

	I限	II限	III限	IV限
月	子どもの虐待		問題別事例研究 (家事・子の福祉)	
火	発達障害		面接技法演習	
水	民法・家事審判法演習		夫婦関係調整事件の調査	
木	刑法・少年法演習		犯罪精神医学	
金	問題別事例研究 (少年・薬物非行)		粗暴非行の調査	

2 研修部

家庭裁判所調査官の研究及び研修を行います。

研修部における主な研修

- ・調査官実務研修—若手調査官を対象に実務能力の総合的向上を図ります。
- ・調査官専門研修—中堅調査官を中心に実務に必要な専門知識・技術の向上を図ります。
- ・調査官実務研究—調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

熱意を持つ方へ

家庭裁判所調査官研修所養成部
隅田 良平
名古屋家庭裁判所 家庭裁判所調査官補
(平成12年採用)

養成部研修では、約2年間にわたり、研修所での前期及び後期合同研修と所属庁での実務修習を受けます。合同研修では、一流の講師の指導のもとで人間関係諸科学の知見を踏まえながら事例理解を深めたり、同期の仲間と活発な意見交換を行ったりして、実務に必要な知識と技法を学びます。また、実務修習では、実際の事件を通して少年の非行や児童虐待などの家庭に関する問題を目の当たりにし、調査官としてどのように問題解決に役立つことができるのかと考えさせられました。

このような研修の日々は、毎日が家庭裁判所調査官として成長していく糧となっています。少年や当事者が抱える問題の深刻さに戸惑い、どのような援助ができるのかと不安を感じることもありますが、「人の役に立てる家庭裁判所調査官になる」という目標に向かって、同期の仲間と共に自己研さんに励んでいます。

人について学び、人とかかわり、人の役に立ちたいという熱意を持つ方にとって、家庭裁判所調査官は必ずやりがいのある感じられる仕事だと思います。



待遇

BENEFITS & PROMOTION

■ 給与 (国家公務員試験採用者と同じです。)

〈基本給〉

I種 206,304円 (行政職俸給表(一)3級1号俸)

II種 195,328円 (行政職俸給表(一)2級2号俸)

III種 158,928円 (行政職俸給表(一)1級3号俸)

(これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。)

なお、裁判所書記官、家庭裁判所調査官に任官すると、俸給月額に加え、俸給月額の約12%の調整額が加算されます。

〈諸手当〉

期末・勤勉手当 (いわゆるボーナス) 1年間に俸給などの約4.70か月分

住居手当 借家 (賃貸のアパート等) に住んでいる方等に、最高27,000円

通勤手当 交通機関を利用している方等に、最高50,000円

扶養手当 扶養親族のある方に、配偶者16,000円など

超過勤務手当等

■ 休暇

〈休日〉 土・日曜日及び祝日等

〈休暇〉 年次休暇 年間20日 (残日数は20日を限度として翌年繰越)

特別休暇 夏季休暇3日、結婚休暇5日、産前休暇、産後休暇、ボランティア休暇、忌引等

病気休暇

介護休暇

〈育児休業〉

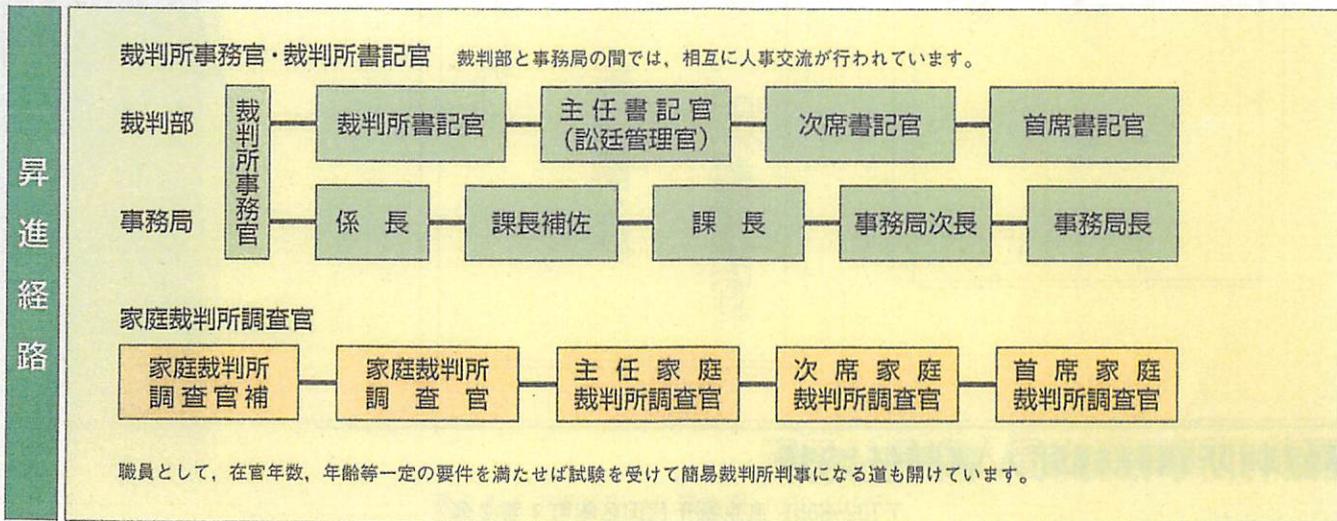
■ 福利厚生

共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために様々な制度が用意されています。全国の主要都市には共済組合の直営病院があり、多くの裁判所には共済組合の診療所等が設けられています。また、共済組合等が運営する各地の宿泊所や保養所を割安料金で利用できます。

勤務地やその周辺には、公務員宿舎や独身寮が用意されており、比較的低廉な料金で入居することができます。

■ 昇進

裁判所では、成績主義・能力主義の人事管理が徹底しています。昇進の具体的イメージは次のとおりです。



なお、裁判所事務官については、II種・III種試験採用者であっても、その能力と勤務成績次第で一般職の幹部職員に昇進する道が大きく開かれており、実際にI種試験採用者と同じような昇進経路をたどっている職員も多数います。

平成14年度採用試験の受験資格

(注) 年齢の基準日は、受験する年の4月1日です。

裁判所事務官採用I種試験（大学卒業程度）

21歳以上27歳未満の方

家庭裁判所調査官補採用I種試験（大学卒業程度）

21歳以上27歳未満の方

裁判所事務官採用II種試験（大学卒業程度）

1 21歳以上27歳未満の方

2 21歳未満で、短期大学又は高等専門学校を卒業した方及び翌年3月までに卒業する見込みの方

3 21歳未満で、最高裁判所が2に掲げる方と同等の資格があると認める方

裁判所事務官採用III種試験（高校卒業程度）

17歳以上21歳未満の方

※ 事務官I種試験及び家庭裁判所調査官補I種試験並びに事務官II種試験の受験資格1については、平成16年度から21歳以上28歳未満とする予定です。

また、事務官II種試験の受験資格2、3については、平成16年度から廃止する予定です。

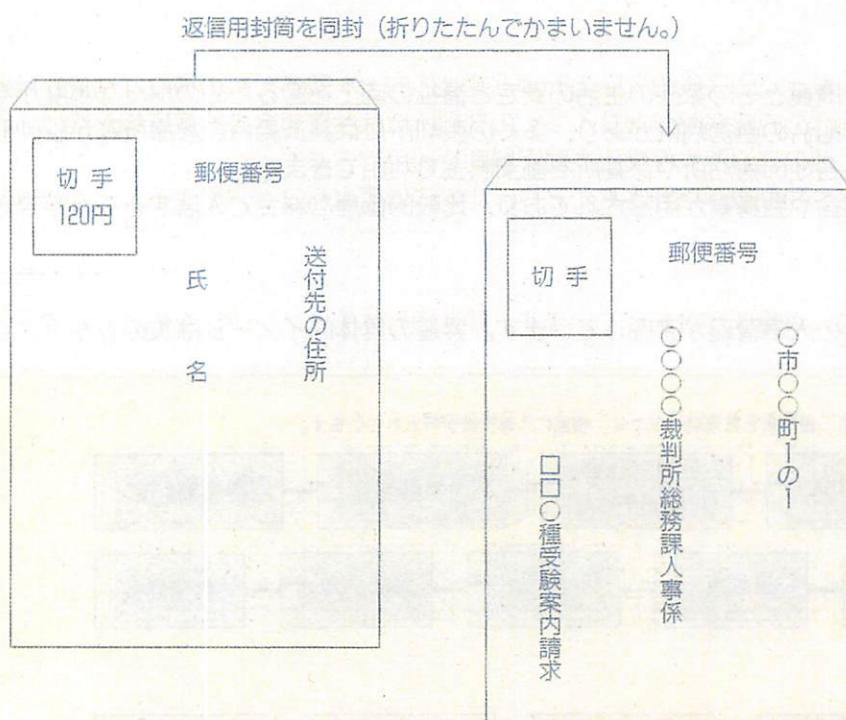
※ その他試験についての詳細は、4月から配布する受験案内を御覧ください。また、最高裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)でも、採用試験ガイドとして、採用試験に関する様々な情報を紹介しています。

受験案内及び受験申込書の入手方法

4月から全国の裁判所で配布しますので、最寄りの裁判所に請求してください。

郵送希望の方は、次の方法によってください。

封筒の表に受験案内の種類(事務官I種、家庭裁判所調査官補I種、事務官II種、事務官III種)を朱書きし、角2(A4判が入る大きさ)の返信用封筒を同封して、最寄りの裁判所に郵送してください。返信用封筒にはあて先を明記し、120円切手を貼ってください。



最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

TEL 03-3264-8111 (大代表)

最高裁判所のホームページ <http://www.courts.go.jp/>

(平成14年3月)